

改正

平成20年3月18日告示第81号

平成29年7月4日告示第85号

平成30年5月11日告示第50号

平成30年12月3日告示第99号

令和4年3月4日告示第31号

令和5年1月10日告示第1号

令和5年6月19日告示第90号

飯綱町まちづくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源をいかした魅力あるまちづくりを目的とした自主的かつ公益的な活動に要する経費に対し、飯綱町まちづくり活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内の区、組、分館及び小中学校のPTA
- (2) 町内に在住、在学又は在勤の者5人以上で構成され、町内に活動拠点を有する団体

2 補助対象となる者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 企画した事業を完了まで責任をもって遂行できること。
- (2) 前年度及び当年度において、補助金の交付申請の却下及び第14条に定める交付決定の全部又は一部取消しを受けていないこと。
- (3) 前項第2号の団体にあつては、団体及び団体の代表者に町税等の滞納がないこと。

(対象となる事業)

第3条 補助対象となる事業は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 地域資源をいかした魅力あるまちづくりを目的に町内で実施し、公益性を有する次の事業
 - ア 町民が自主的に実施するまちづくり事業
 - イ 町民自らが実施するまちづくり事業に関する、企画、研究、計画策定等を主たる目的とする事業
- (2) 4月1日から翌年3月31日の期間内に実施する事業
- (3) 営利を目的とせず、政治団体又は宗教団体の活動に利用されない事業
- (4) 国、県等の公共団体又は公益団体等からの補助金等の交付を受けていない事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、前条に掲げる活動の実施に要する経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
- (2) 団体の構成員による会合の飲食費
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼
(補助額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

事業区分	(1)重点的に推進する事項又は町長が特に必要と認める事項に該当する場合		(2)(1)以外	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
補助対象経費が5万円未満の事業	100%以内	12万円	100%以内	4万円
補助対象経費が5万円以上20万円未満の事業			80%以内	10万円
補助対象経費が20万円以上100万円未満の事業	60%以内	24万円	50%以内	20万円
補助対象経費が100万円以上の事業	24%以内	60万円	20%以内	50万円

(交付の回数)

第6条 補助金の交付は、一の事業につき原則として3回までとする。ただし、町との協働事業は除く。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助事業の目的、内容、経費等を記載した飯綱町まちづくり活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 飯綱町まちづくり活動支援事業収支予算書(様式第2号)
- (2) 申請団体の構成員名簿

(決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を飯綱町まちづくり活動支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、第2条に定める要件を満たさないため補助金の交付申請を却下することに決定したときは、飯綱町まちづくり活動支援事業補助金交付申請却下通知書(様式第8号)に

より当該申請者に通知するものとする。

(事前着手)

第9条 補助対象となる事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限定される場合、その他やむを得ない事由がある場合は、飯綱町まちづくり活動支援事業事前着手届(様式第9号)を町長に提出するものとする。

(変更承認申請等)

第10条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の内容について、次の変更等をしようとするときは、飯綱町まちづくり活動支援事業内容変更承認申請書(様式第10号)により速やかに町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費配分を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業終了後30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い時期までに飯綱町まちづくり活動支援事業実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 飯綱町まちづくり活動支援事業収支決算書(様式第5号)
- (2) 領収書等の写し
- (3) 活動の実施状況を写す写真、資料等

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯綱町まちづくり活動支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、飯綱町まちづくり活動支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 町長は、補助事業者が事業に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、町長に返還しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に違反したとき、又はこの要綱に基づく町長の指示に従わなかったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

飯綱町まちづくり活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

飯綱町長 様

住 所
団体名
代表者 ⑩
電 話

年度飯綱町まちづくり活動支援事業について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請事業名			
重点テーマ	無 ・ 有	テーマ	
申請事業費の総額	円		
補助金交付申請額	円		
申請事業の目的・概要・特長など (町ホームページで公開することがあります)			
添付書類	①収支予算書（様式第2号） ②申請団体の構成員名簿（様式自由）		
本申請にあたり、団体及び団体の代表者に町が賦課する税及び料金に滞納がないことを関係部局に照会することについて同意します。 団体及び団体の代表者名（自署） _____ ⑩			

様式第2号（第7条関係）

飯網町まちづくり活動支援事業収支予算書

団体名

申請事業名	
-------	--

1 収入 （単位 円）

収入の種類	予算額	内容説明（算出基礎等）
①町補助金		
②		
③		
収入合計		

2 支出 （単位 円）

支出の項目	予算額	内容説明（算出基礎等）
①		
②		
③		
④		
⑤		
支出合計		

様式第3号（第8条関係）

飯網町まちづくり活動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

飯網町長

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定したので、通知します。

補助年度 （申請年度）	年度
補助事業名 （申請事業名）	
補助金交付決定額 （理由）	
備考	

補助条件は、次のとおりとします。

- 1 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- 2 次の場合には、飯網町まちづくり活動支援事業内容変更承認申請書（様式第10号）を速やかに提出し、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - （1）補助事業に要する経費配分を変更する場合（軽微な変更は除く）
 - （2）補助事業の内容を変更する場合
 - （3）補助事業の中止又は廃止をしようとする場合
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 4 飯網町補助金等交付規則（平成17年飯網町規則第27号）の規定に従うこと。
- 5 補助事業完了後、別に定める飯網町まちづくり活動支援事業実績報告書（様式第4号）をその定める期日までに町長に提出すること。
- 6 次の場合には、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
 - （1）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に違反したとき、又はこの要綱に基づく町長の指示に従わなかったとき
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき
 - （3）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

様式第4号（第11条関係）

飯綱町まちづくり活動支援事業実績報告書

年 月 日

飯綱町長 様

住 所

団体名

代表者

印

電 話

年度飯綱町まちづくり活動支援事業実績について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

補助事業名			
重点テーマ	無・有	テーマ	
交付決定	年 月 日付け第 号		
補助金交付決定額	円		
実績の概要 (内容・効果など)			
添付書類	①収支決算書（様式第5号） ②領収書等の写し ③活動の実施状況を写す写真、資料等		

様式第5号（第11条関係）

飯網町まちづくり活動支援事業収支決算書

団体名

補助事業名	
-------	--

1 収 入 （単位 円）

収入の種類	決算額	内容説明（算出基礎等）
①町補助金		
②		
③		
収入合計		

2 支 出 （単位 円）

支出の項目	決算額	内容説明（算出基礎等）
①		
②		
③		
④		
⑤		
支出合計		

様式第6号（第12条関係）

飯網町まちづくり活動支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

飯網町長

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

補助年度	年度
補助事業名	
補助金交付決定額	円
補助金確定額	円

様式第7号 (第13条関係)

飯網町まちづくり活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日

飯網町長 様

住 所
団体名
代表者
電 話

㊞

年度飯網町まちづくり活動支援事業補助金について、次のとおり請求します。

補助事業名		
交付確定通知	年 月 日付け第 号	
補助金確定額	円	
補助金請求額	円	
振込口座	金融機関名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義	

様式第8号（第8条関係）

飯網町まちづくり活動支援事業補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

飯網町長

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり却下することに決定したので、通知します。

申請年度	年度
申請事業名	
却下の理由	
備考	

様式第9号 (第9条関係)

飯網町まちづくり活動支援事業事前着手届

年 月 日

飯網町長 様

住 所
団体名
代表者
電 話

印

年度において飯網町まちづくり活動支援事業として申請する別紙の事業について、下記のとおり交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

申請事業名	
事前着手の理由	
着手予定年月日	

様式第10号（第10条関係）

飯網町まちづくり活動支援事業内容変更承認申請書

年 月 日

飯網町長 様

住 所

団体名

代表者

印

電 話

年度飯網町まちづくり活動支援事業について、次のとおり変更したいので承認してください。

補助事業名	
交付決定	年 月 日付け第 号
補助金交付決定額	円
変更後の申請事業費の総額	円 ・ 変更なし
変更後の補助金交付申請額	円 ・ 変更なし
変更の理由	
変更の内容	

※補助事業に要する経費配分を変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、飯網町まちづくり活動支援事業収支予算書（様式第2号）をあらためて提出してください。